

事務所通信

2011年1月号 No.67



(冬の朝焼け)

CONTENTS

- | | | | |
|-------------|----|----------------|----|
| ● 所長コメント | | ● インフルエンザの予防 | P4 |
| … 自転車経営のすすめ | P1 | ● 税務Q&A | P5 |
| ● 扶養控除の改正 | P2 | ● お知らせ おもしろ雑学 | P6 |
| ● 採用拡大奨励金 | P3 | ● 休日カレンダー あとがき | P7 |

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.katozeirishi.jp>

自転車経営のススメ

◎自転車操業のことではありません

自転車はペダルをこぎ続けることで安定した走行ができますが、漕ぐのをやめるといつかは転倒してしまいます。会社の経営を自転車にたとえ、ペダルを漕ぐ事をやめると転倒してしまう状況を自転車操業などと言ったりします。日本ではバブル崩壊以降に借金の返済と返済のために借金を連続して行う会社経営を称して自転車操業ということもあります。最近では**チャリンカー**(本来は自転車愛好者の意味)とも呼ばれたりします。このチャリンカーから抜け出すにはどうしたらいいのかなのですが、ここでいう自転車経営とはこのことをいうのではありません。

◎自転車経営のススメ

中小企業経営を自転車にたとえると、ハンドルを握り方向を決めているのは社長です。この方向が間違っていたり、社長が目の前ばかり見ていて遠い先(経営理念・ビジョン)を見ていないと、木や石にぶつかって転んでしまいます。

会社経営で一番大事なものは**社長の戦略**です。戦略とは会社の進むべき方向を決めることであり、お客様第一主義こそ進むべき方向性だと思います。

しかし自転車は前輪だけでは進みません。社長が全力でペダルを漕ぐのは後輪です。後輪が動くことによって前輪が動きます。社長が社員を大事にすることにより社員が幸せになり、幸せな社員がお客様を幸せにするわけですから、後輪が**ES(社員満足)**で前輪が**お客様満足(CS)**です。

社長一人では決してお客様満足は実現できません。しかし社長ただ一人で社員満足は実現できます。**ES**と**CS**がバランスしてこそ心地よい経営が実現し、社員が一生幸せに暮らせる会社になります。

今年も1月24日に経営計画発表会を開催します。社長である私の戦略・戦術を社員に発表し、協力をお願いします。1件でも多くのお客様にご参加いただき、良いところはパクって頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

所長 加藤輝守



扶養控除の改正

平成23年度から扶養控除が変わります

平成22年の税制改正により扶養控除が以下のように変わり、平成23年度から適用されます。

- ①一般の扶養親族のうち、年齢が16歳未満の人に対する扶養控除（38万円）が廃止されました。
- ②特定扶養親族のうち、年齢が16歳以上19歳未満の人に対する扶養控除について、上乗せ部分（25万円）が廃止され、扶養控除の額が38万円とされました。
- ③上記の扶養控除の改正に伴い、扶養親族が同居の特別障害者である場合において、扶養控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者である扶養親族に対する障害者控除の額が40万円から75万円に引き上げられました。

この改正の適用により、給料計算において扶養の人数も変更となります。

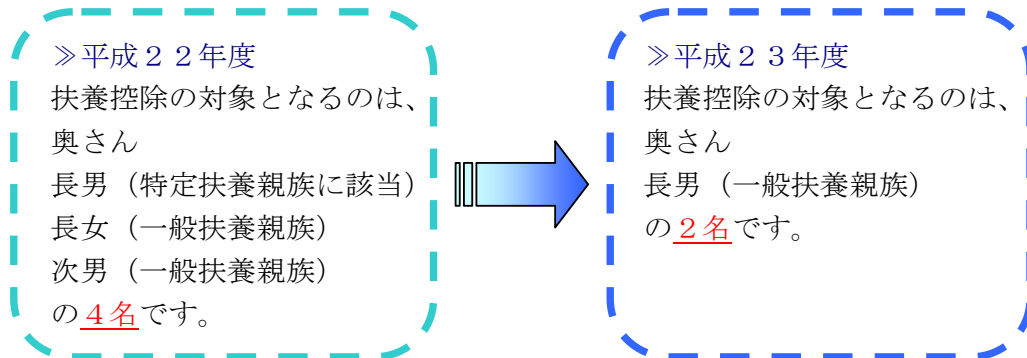
例) Aさんの家族構成は以下のとおりです。

奥さん（収入なし）

長男 高校生（平成6年×月×日生 16歳）

長女 小学生（平成11年×月×日生 11歳）

次男 小学生（平成14年×月×日生 8歳）



上記の例のように扶養親族の人数が変わるケースが多くあると思いますので、給料事務をする際には注意が必要です。

また、住民税も同様の改正が行われますが、こちらは平成24年度からの適用となります。

雇用拡大奨励金

皆様採用拡大奨励金をご存知ですか？厚生労働省では、大学等を卒業して3年以内に就職していない既卒者に対して救済措置（平成23年度まで）が設けられました。現在、経済環境が思わしくない中雇用に我慢されている事業主の方にはぜひお知り頂きご活用いただければと思います。

● 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金

大学等を卒業後3年以内の既卒者も対象とする新卒求人を提出し、既卒者を正規雇用する事業主に対し、ハローワークにおいて「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」を支給します。**【正規雇用から6か月経過後に100万円支給】**

● 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

中学・高校・大学等を卒業後3年以内の既卒者を正規雇用へ向けて育成するため、有期で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対し、ハローワークにおいて「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」を支給します。**【有期雇用（原則3か月）1人月10万円、正規雇用移行から3か月後に50万円支給】**

● 既卒者育成支援奨励金

長期の育成支援が必要な既卒者を有期雇用（3か月の off-JT 期間を含め原則6か月）し、育成のうえ正社員に移行させる成長分野（環境等）の中小企業の事業主に支給します。**【有期雇用（原則6か月）月10万、Off-JT 期間（3か月）は各月5万を上限に実費を上乗せ、正規雇用から3か月後に50万】**

（注） あらかじめハローワークへの求人提出が必要です。

また、奨励金の支給に当たり、雇用保険に加入していることなどの要件を満たさなければ支給できない場合があります。

以上詳しい内容は厚生労働省HPIにてご確認ください。

HPアドレス <http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2/10.html>



< 倉 又 >

インフルエンザの予防

◆インフルエンザの予防◆

今年もまた、インフルエンザの季節となりました。しっかりと予防対策をして、元気よく過ごしましょう。

●日常生活でできる予防方法

日常生活ではまず、体調を整えて抵抗力をつけ、ウイルスに接触しないことが大切です。また、インフルエンザウイルスは湿度に非常に弱いので、室内を加湿器などを使って、適度な湿度に保つことが有効な予防方法です。

1. 栄養と休養を十分に取る

体力をつけ、抵抗力を高めることで感染しにくくなります。

2. 人ごみを避ける

病原体であるウイルスを寄せ付けないようにしましょう。

3. 適度な温度、湿度を保つ

ウイルスは低温、低湿を好み、乾燥しているとウイルスが長時間空気中を漂っています。加湿器などで室内の適度な湿度を保ちましょう。

4. 外出後の手洗とうがいの励行

手洗は接触による感染を、うがいはのどの乾燥を防ぎます。

5. マスクを着用する。

ハイリスク群など、どうしても予防が必要な方はマスクを着用しましょう。罹患した人では、咳やくしゃみの飛沫から他人に感染するのを防ぐ効果もあります。「人に対して」という意味で、「エチケットマスク」などといわれることもあります。



インフルエンザかも…と思ったら

インフルエンザかも知れないと思ったら、すぐに医療機関を受診しましょう。発症してすぐであれば、インフルエンザウイルスの増殖を抑える抗インフルエンザ薬で症状の長期化や悪化を防ぐことが期待できます。

マスクを着用する

インフルエンザの症状が出てから3～7日間は、まわりのひとにうつす可能性があるといわれています。職場に復帰後も咳やくしゃみなどの症状が続いている場合は、マスクを着用しましょう。

< 伊 藤 >

Q

宝くじの当選金はどのようにして所得税がかからないのですか？

A

宝くじの当選金は、「当せん金付証票法」第13条に「当せん金付証票の当せん金品については、所得税を課さない」と規定されており非課税です。宝くじは、地方公共団体が利益を得るために発行するものです。宝くじの販売でも利益を上げ、宝くじの払戻金でも利益を上げると、利益の二重課税となってしまうため、当選金は非課税となっているのです。ただし、当選金を受取った人が自分の口座に振り込んでもらい、それを家族や友人などに分配した場合は贈与税の課税原因となります。

Q

12月に大雪のため、店舗の屋根が壊れ、甚大な損失を受けました。平成22年度の申告は多額な損失決算になると思われます。私は白色申告者なので、これらの損失は翌年に繰越すことはできないのでしょうか？

A

所得の金額が損失になった場合、青色申告者であれば、その損失金額は以後3年間繰越すことができます。しかし、白色申告者は原則として所得の金額が損失になったとしても、その損失を翌年以降に繰越すことができません。ただし、災害によって生じた被災事業用資産の損失の金額は、白色申告者であっても、3年間繰越すことができます。

Q

我家は酒屋を営んでいます。最近父は店番や近所への配達を手伝う程度で、店の主な業務は私が取り仕切っています。納品伝票や契約書は未だ父名義になっているのですが、誰の名義で申告を行えばよいのでしょうか？

A

店の経営方針について意思決定しているのが誰かで判断するとよいでしょう。家族で事業を営んでいて、誰が事業主なのかについて判断する場合、基本的にはその事業の収益を享受している人が事業主になります。しかし、その判断が難しい場合には、事業の許可名義や事業への従事形態等の形式的なことにとらわれることなく、事業資金の調達や事業の経営方針を決定する等の諸事情も考慮して、事業主が誰なのかを判断することになります。

- ・ 所法12 (実質所得者課税の原則)
- ・ 所基通12-2 (事業から生ずる収益を享受する者の判定)
- ・ 所基通12-5 (親族間における事業主の判定)

研修予定

日時	研修内容	場所	講師	参加費
1月24日(月) 午後1時23分～	平成23年度 経営計画発表会	株式会社 魚がし	<講演会> 株式会社 新緑味のれん本舗 代表取締役 平石俊夫 様 <経営計画発表> 所長 加藤輝守	8,000円

お客様をご紹介下さい!!

ご友人やお知り合いの方で、**税務・会計**でお困りの方、**企業経営**について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介下さい。

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～ 記念日

語呂合わせ記念日が日本には90日以上も存在する。
1月3日=瞳の日、1月4日=石の日、1月5日=イチゴの日、
1月6日=色の日、1月8日=勝負の日(イチかバチかの大勝負)
1月9日=とんちの日(1と9で一休さん)など。日本人は数字の語呂合わせが大好きな国民なのである。

教育セッションカレッジ-おもしろ雑学集より(担当:小澤)





休日カレンダー



1月 (睦月) January

日	月	火	水	木	金	土
						1 元旦
2	3 年始休暇	4 仕事始め	5	6	7	8
9	10 成人の日	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24 経営計画発表会	25	26	27	28	29
30	31					

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日も元気に営業しています。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)



1月の税務

- 1月11日 平成22年12月分源泉所得税・住民税の納付
- 1月20日 源泉所得税の納付(納期の特例適用者)
- 1月31日 平成22年11月決算法人の法人税等・消費税確定申告 納付
平成23年5月決算法人の法人税等・消費税中間申告 納付
法定調書の提出(税務署)
給与支払報告書の提出(市区町村)
償却資産の申告(市区町村)

あとがき

明けましておめでとうございます。本年もよろしく申し上げます。
皆さんは、どのようなお正月を過ごされましたか？
私は箱根駅伝を見ながらの寝正月。ですが、あまりの接戦に寝る暇がないほどでした。特に10位までに与えられる来年のシード権争いは2日間で200km以上にも関わらず、わずか3秒差で天と地を分けました。時の大切さを痛感するとともにチームスポーツの素晴らしさに感動しました。私も加藤税理士事務所の一員として頑張ります。

< 村 井 >